

復職者ノ阻止ニ努メ其私宅訪問ヲ爲
ス又ノアリ茲ニ於テ力本ニ十八日通勤
職ニ対スル監視員ハ昨日ノ如ク多力
ヲナルニ不拘職長小頭等ハ入所セシ其
他職ニアリテ元職長ニ対スル義理合
上入所スル者取ク午前十時迄ニ二百七
十五名ヲ集ムルニ止リ昨日ヨリ稍其數
ヲ減セリ
以上ノ如ク本件ハ漸ク解決ノ途ニ進力
ムトヤルノ荷柄職長等ノ態度ノ變化
ヲ見又々逆轉ノ觀アリテ事態更ニ錯
綜セムトスルノ形勢ヲ呈シ注意中ナリ
右及申(通)敬儀也

特秘第一三三五號

大正十一年六月廿九日
大改府知事 池 松 時 和

内務大臣 水野鍊太郎殿
海軍大臣 加藤友三郎殿
農商務省 二 務局長 殿
警視總監 京都兵衛 殿
神奈川 廣島 長崎 愛知
福岡ノ各廳府縣長官殿
大改地方裁判所檢事正殿

大改鉄三所ニ於ケル劣傷
争議ニ関スル件

(第三十一報)

自廿八日午前十時
至廿九日正午止
一 復職者快況